

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
【規則】 ○ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額の一部改正 （県例規集登載）		男女共同参画青少年課		
		環境企画課		
		障害福祉課		
		財産活用課		
目次				
担当課（室）				

◎岡山県規則第十四号

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則（平成二十三年岡山県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

第三条の見出し中「事項」を「事項等」に改め、同条中「第十一条第二項」を「第三項並びに第十一条第二項及び第三項」に改め、同条第二号中「住所」を「及び住所」に改め、同条第三号中「携帯電話インターネット接続役務を利用する」を「申出に係る」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（情報提供等に関する努力義務の対象とならない端末設備）

第三条の二 条例第十条第四項ただし書の規則で定める端末設備は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめブラウザ（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百七十八号）第三条に規定するブラウザをいう。）が組み込まれていない端末設備

二 当該端末設備の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められるものとして知事が別に定める端末設備

三 専ら事業のために使用されると認められる端末設備

四 知事が別に定める端末設備の種類ごとに、同一の事業者が製造した端末設備の当該年度の前年度における販売数量が、青少年による有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微なものとして知事が別に定める台数を超えない場合における当該端末設備

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十五号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「十四の項リ」を「十三の項リ」に改める。

別表第二の三十二の項(14)中「及び第十三項ただし書」を「第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同項(17)、(18)、(27)、(30)、(41)、(50)及び(62)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十六号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則（平成二十五年岡山県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第十号とし、同条第七号中「第二十四条の十三」を「第二十四条の十三第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 法第二十四条の十三第一項の規定による変更の申請

第二条中第五号を第六号とし、同条第四号中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十四第四項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二十一条の五の二十第一項の規定による変更の申請

第四条中「第二十一条の五の二十四」を「第二十一条の五の二十五」に改める。

第六条中「次条において」を「以下」に、「第七十七条に規定する」を「第七十二条の九（条例第八十条において準用する場合を含む。）の」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百六十号

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

表中備考以外の部分を次のように改める。

岡山県知事 伊原木 隆 太

使用物件							単位		使用料				
道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項第一号に掲げる工作物							一本につき一年		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	一、六〇〇円	二、四〇〇円	一、四〇〇円	六六〇円	四四〇円	三五〇円	三〇〇円
三、三〇〇円	一、四〇〇円	五九〇円	五九〇円	四四〇円	三二〇円	二七〇円	一、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円	六三〇円	二七〇円	二七〇円
一、三〇〇円	九五〇円	六三〇円	五〇〇円	四四〇円	三二〇円	二七〇円	一、三〇〇円	八七〇円	六九〇円	六〇〇円	四四〇円	二七〇円	二七〇円
一四〇円	五九円	四〇円	三二円	二七円	二七円	二七円	一四〇円	五九円	四〇円	三二円	二七円	二七円	二七円

平成30年3月23日 岡山県公報 号外

法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件									
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	一個につき一年	一個につき一年	使用面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一年
一四円	六円	四円	二円	三円	八円	四円	二円	二円	二円
八五円	三五円	二四円	一九円	一六円	五九円	二五円	一七円	一三円	一一円
一九、〇〇〇円	三、八〇〇円	一、二〇〇円	七九〇円	九六〇円	二、八〇〇円	一、二〇〇円	七九〇円	六三〇円	五四〇円
一、二〇〇円	五〇〇円	三三〇円	二七〇円	一三〇円	二、八〇〇円	一、二〇〇円	七九〇円	六三〇円	五四〇円
二、八〇〇円	一、二〇〇円	七九〇円	六三〇円	五四〇円	八五〇円	三五〇円	二四〇円	一九〇円	一六〇円
一、四〇〇円	五八〇円	三九〇円	三二〇円	二七〇円	八円	四円	二円	二円	二円

法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設		法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設								
地下街及び地下室			外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	
階数が二のもの		階数が一のもの	使用面積一平方メートルにつき一年							
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇五を乗じて得た額							
	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	二、八〇〇円	一、七〇〇円	八五〇円	五九〇円	三四〇円	二五〇円	一七〇円	一三〇円
			一、二〇〇円	七一〇円	三五〇円	二五〇円	一四〇円	一一〇円	七二円	五三円
			七九〇円	四七〇円	二四〇円	一七〇円	九五円	七二円	四七円	三六円
			六三〇円	三八〇円	一九〇円	一三〇円	七六円	五七円	三八円	二八円
			五四〇円	三三〇円	一六〇円	一一〇円	六五円	四九円	三三円	二四円

平成30年3月23日 岡山県公報 号外

Aに〇・〇一を乗じて得た額										
旗ざお		標識	看板（アーチであるものを除く。）		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	階数が三以上のもの
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日		一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年						
	一九〇円	二、三〇〇円	一九、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一九〇円	二、八〇〇円	五、八〇〇円	九、七〇〇円	
	三八円	九五〇円	三、八〇〇円	三八〇円	三八〇円	三八円	一、二〇〇円	一、一〇〇円	一、九〇〇円	
	一七円	六三〇円	一、七〇〇円	一七〇円	一七〇円	一七円	七九〇円	五二〇円	八七〇円	
	一〇円	五〇〇円	九六〇円	九六円	九六円	一〇円	六三〇円	二九〇円	四八〇円	
	七円	四四〇円	六七〇円	六七円	六七円	七円	五四〇円	二〇〇円	三四〇円	

Aに〇・〇一を乗じて得た額

設 号に掲げる施 令第七条第八 号に掲げる施		令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	用材料 令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物					
						アーチ		幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		
						その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	
上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの					一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	その他のもの
		使用面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一月	使用面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	その他のもの
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	二八〇円	一、九〇〇円	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	二、八〇〇円	九、七〇〇円	一九、〇〇〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一、九〇〇円
	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	一二〇円	三八〇円		一、二〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円	三八〇円	三八円	三八〇円
	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	七九円	一七〇円		七九〇円	八七〇円	一、七〇〇円	一七〇円	一七円	一七〇円
	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	六三円	九六円		六三〇円	四八〇円	九六〇円	九六円	一〇円	九六円
	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	五四円	六七円		五四〇円	三四〇円	六七〇円	六七円	七円	六七円

令第七条第十 一号に掲げる 応急仮設建築 物		駐車場	令第七条第十 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場		令第七条第九 号に掲げる施 設					
上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が一のもの	
									階数が二のもの	
									階数が三以上のもの	

Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額
	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額				
	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額		Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額				
	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額		Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額				
	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額		Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額				

		その他のもの	
令第七条第十二号に掲げる器具			
施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	

表の備考第七号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。